

公益財団法人日本パラスポーツ協会
表彰規程による被表彰者推薦基準

1. 特別功労章
 - (1) 全国的又は、国際的規模で概ね 15 年以上にわたって功績のあった者
 - (2) 広域的（複数の都道府県）な活動で概ね 20 年以上にわたって功績のあった者
 - (3) 本協会に対し、1,000 万円以上の金品の寄贈をされた者

2. 功労章
都道府県及び指定都市の範囲以上で概ね 15 年以上にわたって功績のあった者

3. 特別賞（対象期間：1 月 1 日～12 月 31 日の 1 年間）
 - (1) デフリンピック競技大会の 1 位、2 位、3 位の者
 - (2) 個人競技において、対象期間内に開催された IPC、CP-ISRA、IWAS、IBSA、ICSD、Virtus または国際障害者競技別スポーツ団体が主催する世界選手権大会で 1 位になった者
 - (3) 団体競技において、対象期間内に開催された IPC、CP-ISRA、IWAS、IBSA、ICSD、Virtus または国際障害者競技別スポーツ団体が主催する世界選手権大会で 1 位、2 位、3 位のいずれかに入賞した者
 - (4) 対象期間内に開催された IPC、CP-ISRA、IWAS、IBSA、ICSD、Virtus または国際障害者競技別スポーツ団体が公認する競技会において、世界記録を上回る公認記録を樹立した者
 - (5) 記録による競争でない競技については、対象期間内に IPC、CP-ISRA、IWAS、IBSA、ICSD、Virtus または国際障害者競技別スポーツ団体が公表する世界ランキングで 1 位になった者

附 則

- 1 この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この基準は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
- 3 この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この基準は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。
- 5 この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この基準は、公益財団法人日本障害者スポーツ協会の設立登記の日（平成 23 年 12 月 1 日）から施行する。
- 7 この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 令和 3 年 10 月 1 日 一部変更